

静岡市都市公園内キッチンカー（移動販売車）出店者募集要項

1 目的

静岡市都市公園の利用者の利便性の向上のため、都市公園にふさわしい魅力的な飲食などを主に販売していただくとともに、楽しく過ごせる休憩の場を提供くださるキッチンカー（移動販売車）の出店者を募集します。

2 出店場所

設置場所 駿府城公園（別紙参照）

※駿府城公園以外での出店を希望する場合は市と協議後、出店の許可をする場合もあります。

※社会実験や市の関連事業と連携して、駿府城公園及び静岡市内の都市公園等での出店を依頼する場合もあります。

3 出店申込資格と制限

（1）出店申込資格

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り申込することができます。

- ① 市内にて営業を許可する公的機関の発行する営業許可証を有すること。
- ② 営業許可証に記載された営業の種類が、自動車による飲食店営業、菓子製造業であること。
- ③ 食品衛生責任者、又はそれに代わる資格を有する者であること。
- ④ 出店期間の始期において営業許可証の期限が有効であること。
- ⑤ 過去3年以内に同種の業務の実績を有している者であること。
- ⑥ 保健所が定める、適切な衛生管理と加工（調理等）ができる者。
- ⑦ PL 保険に加入していること。

※即日設置撤去が容易にできる場合は、露店形態の飲食店営業も認める場合もあります。

（2）出店申込制限

次のいずれかに該当する法人又は個人は、応募することができません。

- ① 過去3年以内に食品衛生法に基づく行政処分を受けた者。
- ② 国税及び地方税を滞納しているもの。
- ③ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又はそこに属する者。
- ④ 法律行為を行う能力を有しない者。
- ⑤ 会社更生法に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者等、経営状態が著しく不健全であると認められる者。

⑥ 代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者である者。

4 許可について

販売品目・営業方法等については本市の指示に従っていただく必要がありますので、都市公園法及び施行令の規定、静岡市都市公園条例、本募集要項を十分にご理解のうえご応募ください。

また、この募集による許可は、本市において計画中である常設の売店や飲食店の設置に向けた可能性を探るための参考とさせていただくため、駿府城公園以外での公園に出店の協力をさせていただく場合があります。

※ 出店者決定後、「占用許可申請書及び行為許可申請書」の提出が必要です。

5 出店条件

(1) 出店期間（使用期間）

営業開始日より平成31年4月30日まで

(2) 営業日（別紙参照）

原則、第2、第4土・日曜日に営業していただきます。

出店者の意向により第2、第4土・日曜日以外にも出店の許可をする場合もあります。

雨天の場合には休業日とすることができるものとします。休業日が発生した場合は、出店者の判断により、予備日に営業することができるものとします。予備日は、出店者の判断により、許可申請時に設定するものとします。

公園で大規模イベント等が実施される際には、営業不可とします。

(3) 営業時間

原則、午前10時から午後4時までの営業としていただきます。

但し、午前10時以前及び午後4時以降の営業も可能とします。その場合、あらかじめ市と協議をしていただきます。

(4) 出店スケジュールの調整

原則、本市が示す出店可能日一月前までに占用許可申請書及び行為許可申請書を提出していただきます。

(5) 使用料

静岡市都市公園条例で規定する使用料を適用し、許可を受ける面積に応じて公園の使用料を前納にて納入していただきます。（占用許可 32.4 円/月・㎡、行為許可 86 円/日・㎡）

※使用面積 10㎡で4日間営業した場合 3,764円

※条例改正や消費税増税等により料金に変更された場合は、その額が適用されます。

市の責めに帰すべき理由により公園の使用ができない場合を除き、納入済み使用料の返還は行いません。

(6) 店舗等

営業のために必要なすべての費用は出店者の負担とし、配置等を事前に市と協議していただきます。また、電気設備・排水設備、水道設備はありませんので、発電機等は出店者で用意していただきます。

(7) 許可の取消

出店者が使用料等を滞納した場合、公序良俗に反する使用をした場合には、使用許可を取り消すことができるものとします。

その他、市が出店を不相当と判断した場合は、出店者と協議を行い、改善が認められない場合は使用許可を取り消すことができるものとします。

出店者が許可の取消しを受けた場合において、出店者に損害が生じて、市は一切その責めを負いません。

(8) 原状回復

使用期間が満了したとき、または許可が取り消されたときは、出店者の負担により、市が指定する期日までに使用箇所を現状に回復していただきます。

(9) その他

- ① キッチンカー（移動販売車）設置スペースは禁煙としていただきます。
- ② 法令が定める申請・届出や、必要な資格者の設置は、出店者の責任と負担で実施していただきます。
- ③ 設置スペースは常に清潔に保っていただき、清掃や廃棄物処理に係る費用は、出店者の責任と負担で実施していただきます。
- ④ 出店者は、キッチンカー付近にゴミ箱を設置することとし、その設置費用及び清掃や廃棄物処理に係る費用は、出店者の責任と負担で実施していただきます。
- ⑤ 酒類、消費期限が切れている飲食物又はそれらで調理したもの、及び当市が不相当と判断したものは販売できません。ただし、酒類は当市の指示により販売できる場合もあります。
- ⑥ 調理に火気を使用する場合、必ず消火器を設置することとします。
- ⑦ 土・日曜日及び祝日に営業する際は、営業日前日に公園の鍵を受け取り、営業日後の最初の平日に返却することとします。平日に営業する際は、営業当日に公園の鍵を受け取り、営業終了後に返却することとします。
- ⑧ 来園者が滞在できるよう出店時にイス・テーブルの設置を認めます。

6 損害賠償

- (1) 出店者はその責めに帰する理由により、公園施設の全部又は一部を滅失し、又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければ

なりません。ただし、公園施設を現状に回復した場合はこの限りではありません。

(2) 出店者は、出店場所の使用に当たり、静岡市または第三者に損害を与えたときは、すべて自己の責任でその損害を賠償しなければなりません。

(3) 移動販売の実施に当たり、出店者又は出店者の従業員に損害を生じて、市は、その責めを負いません。

7 定めのない事項等の処理

この募集要項に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、法令（静岡市の条例、規則等を含む。）の定めるところによるもののほか、市と出店者の協議の上処理するものとします。

8 出店開始までのスケジュール

- ・ 平成30年4月27日（金）～平成31年3月29日（金）：出店者募集期間
- ・ 平成30年5月26日（土）～：営業開始予定

※説明会は開催しませんが、事前に連絡いただければ個別に対応します。

(1) 募集要項の配布期間及び場所

日 時：平成30年4月27日（金）～平成31年3月29日（金）

午前8時30分～午後5時（但し、土・日曜日及び祝日を除く）

場 所：緑地政策課（静岡庁舎新館7階）

※市のホームページからもダウンロードできます。

http://www.city.shizuoka.jp/551_000058.html

(2) 応募書類等提出期間及び場所等

日 時：平成30年4月27日（金）～平成31年3月29日（金）

午前8時30分～午後5時（但し、土・日曜日及び祝日を除く）

場 所：緑地政策課（静岡庁舎新館7階）

方 法：提出書類の確認をいたしますので、必ず御持参ください。

9 申込提出書類

- ① 出店申込書（様式1）
- ② 営業許可証一式の写し
- ③ 食品衛生責任者の写し
- ④ 法人登記簿謄本又は住民票（3ヵ月以内のもの）
- ⑤ 完納証明書または納税証明書等の未納がないことの証明
- ⑥ PL 保険証書の写し
- ⑦ 誓約書（様式2）
- ⑧ 販売車写真画像（車幅、車高を記入）

※申込書類等の提出は、提出場所へ持参するものとし、郵送による受付は行ないません。

10 出店者の決定等

申込を受理した後、審査し、適格者のみが許可対象になります。審査結果は文書にて通知します。

11 申込書類等提出場所（募集要項の配布場所含む）及び問い合わせ先

〒 420-8602

静岡市葵区追手町5番1号

静岡市 都市局都市計画部 緑地政策課

電話 054-221-1432

FAX 054-221-1294

E-mail ryokuchi@city.shizuoka.lg.jp